

西平井・鰭ヶ崎地区、鰭ヶ崎・思井地区

字の区域及び名称の変更に係る法務局協議（報告）

《協議事項》

西平井・鰭ヶ崎地区区画整理区域外の一部区域の取扱いについて

上記の事項につき、千葉地方法務局松戸支局、川本表示登記専門官と協議し、意見を賜った。

《以下、川本表示登記専門官の意見》

西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事業に伴い換地処分が行われますと、区画整理区域内の地番が新たに1, 2, 3, 4…と1から順番に振り直されることとなります。

区画整理区域外の一部区域(地図左上部分)は、平和台の区画整理事業の換地処分に伴い、地番の変更が行われた大字西平井3～6番の地区と、区画整理の行なわれていない大字西平井292、293, 296, 297, 299, 300番の地区となっております。

このうち3～6番の地区は新たに付す地番と重複してしまうこととなります。このため3～6番の区域のみ、区画整理区域内と区別がつくよう、地番を大きな数（たとえば100番～）に振り直させていただきます。